

# 独立行政法人国立美術館保有個人情報等管理規則

平成17年6月24日

国立美術館規則第3号

[一部改正：平成19年11月8日改正]

[一部改正：平成22年1月22日改正 国立美術館規則第2号]

[一部改正：平成23年3月31日改正 国立美術館規則第10号]

[一部改正：平成26年12月25日改正 国立美術館規則第14号]

[一部改正：平成27年6月30日改正 国立美術館規則第10号]

[一部改正：平成27年11月30日改正 国立美術館規則第14号]

[一部改正：平成30年3月26日改正 国立美術館規則第24号]

[一部改正：平成30年11月22日改正 国立美術館規則第31号]

[一部改正：令和5年3月28日改正 国立美術館規則第15号]

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについては、法令又はこれに基づく特別の定めがあるもの及び独立行政法人国立美術館行政機関等匿名加工情報の提供に関する規則（平成30年国立美術館規則第21号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条及び第60条並びに及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

2 この規則において「各館等」とは、事務局，国立アトリサーチセンター（以下「センター」という。），東京国立近代美術館，京都国立近代美術館，国立映画アーカイブ，国立西洋美術館，国立国際美術館及び国立新美術館をいう。

## 第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 国立美術館に、総括保護管理者を一人置くこととし、理事長が指名する理事をもって充てる。総括保護管理者は、国立美術館における保有個人情報及び個人番号並びに行政機関等匿名加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第4条 各館等に、保護管理者を一人置くこととし、事務局長，センター長及び各館

の館長をもって充てる。保護管理者は、各館等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第5条 各館等に、当該館等の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。保護担当者は、保護管理者を補佐し、各館等における保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の管理に関する事務を担当する。

(事務取扱担当者)

第6条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を一人又は複数人置き、その役割を指定する。

2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(特定個人情報等に係る体制の整備)

第7条 保護管理者は、次に掲げる特定個人情報等に係る体制を整備する。

- 一 事務取扱担当者が関連する法令及びこの規則の定めに違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制
- 二 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の役員及び職員（（派遣労働者を含む。以下同じ。）以下「職員等」という。）から保護管理者等への報告連絡体制
- 三 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- 四 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(監査責任者)

第8条 国立美術館に、監査責任者を一人置くこととし、理事長が指名する監事をもって充てる。監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第9条 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行う必要があると認められるときは、国立美術館情報公開委員会において行うものとする。

### 第3章 教育研修

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護並びに行政機関等匿名加工情報等の適切な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関

する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

第12条 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各館等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

第13条 保護管理者は、各館等の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

#### 第4章 職員等の責務

第14条 職員等は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規則の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び事務取扱担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員等は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関連する法令及びこの規則の定め違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

#### 第5章 保有個人情報等の取扱い

##### (アクセス制限)

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

第16条 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

第17条 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

##### (歴史資料等に含まれる個人情報の取扱い)

第17条の2 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号の規定により、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第5条第1項第3号が定める国立美術館各館及び同施行令第5条第1項第4号の規定により内閣総理大臣が指定した国立美術館の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものに個人情報記録されている場合にあつては、個人情報の適切な管理のための措置に関する定めに準じて、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

##### (複製等の制限)

第18条 職員等が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保

保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、保護管理者の指示に従い行う。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第19条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第20条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第21条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(個人番号の利用の制限)

第22条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する措置を講ずる。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第23条 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第24条 職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第25条 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報等の取扱区域の明確化)

第26条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等、特定個人情報ファイルの取扱状況の記録)

第27条 保護管理者は、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

## 第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第28条 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下本章(第43条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

第29条 保護管理者は、前条の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第30条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を独立行政法人国立美術館法人文書管理規則別表の定めるところにより保存し、及びアクセス記録を定期的に又は必要に応じ随時に分析するために必要な措置を講ずる。

第31条 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第34条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第35条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第36条 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。職員等は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第39条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第40条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

第41条 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではいない。

(第三者の閲覧防止)

第42条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第43条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既

存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第44条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第45条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

## 第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第46条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

第47条 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

第48条 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第49条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

第50条 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

## 第8章 保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の提供、 特定個人情報の提供制限及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第51条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定

に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。

第52条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

第53条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2条に規定する措置を講ずる。

(行政機関等匿名加工情報等の提供)

第54条 保護管理者は、個人情報保護法第107条第2項及び第3項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

第55条 保護管理者は、個人情報保護法第113条の規定(第116条の規定により準用する場合を含む。)により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下「契約相手方」という。)から個人情報保護法第110条第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(特定個人情報等の提供制限)

第56条 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第57条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者等の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

一 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

二 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2

条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第59条において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の複製等の制限に関する事項

四 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき国立美術館が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

第58条 保護管理者は、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

- 2 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託をする際には、委託先において、国立美術館が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

第59条 委託先において、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第57条の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前条の措置を実施する。保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 保護管理者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託先が再委託をする際には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第60条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(その他)

第60条の2 保護管理者は、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

## 第9章 安全確保上の問題への対応

### (事案の報告及び再発防止措置)

第61条 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が関連する法令及びこの規則の定めに違反している事実又は兆候を把握した場合等，安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に，その事案等を認識した職員等は，直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

第62条 保護管理者は，被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし，外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど，被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については，直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。

第63条 保護管理者は，事案の発生した経緯，被害状況等を調査し，総括保護管理者に報告する。ただし，特に重大と認める事案が発生した場合には，直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

第64条 総括保護管理者は，前条の規定に基づく報告を受けた場合には，事案の内容等に応じて，当該事案の内容，経緯，被害状況等を理事長に速やかに報告する。

第65条 総括保護管理者は，事案の内容等に応じて，事案の内容，経緯，被害状況等について，関係省庁に対し，速やかに情報提供を行う。

第66条 保護管理者は，事案の発生した原因を分析し，再発防止のために必要な措置を講ずる。

### (法に基づく報告及び通知)

第66条の2 漏えい等が生じた場合には，個人情報保護法第68条第1項及び第2項の規定に基づき，個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行うものとする。

### (公表等)

第67条 事案の内容，影響等に応じて，事実関係及び再発防止策の公表等の措置を講ずる。公表を行う事案については，当該事案の内容，経緯，被害状況等について，関係省庁に対し，速やかに情報提供を行う。

## 第10章 監査及び点検の実施

### (監査)

第68条 監査責任者は，保有個人情報等の適切な管理を検証するため，第2章から第9章に規定する措置の状況を含む国立美術館における保有個人情報等の管理の状況について，定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い，その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第69条 保護管理者は、各館等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第70条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

## 第11章 補則

(行政機関との連携)

第71条 国立美術館は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、関係省庁と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第72条 総括保護管理者は、行政機関等匿名加工情報等の管理において次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。

- 一 第55条、第63条及び第64条の報告をするとき
- 二 第66条及び第67条の措置を講じたとき
- 三 契約相手方が個人情報保護法第118条各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき

附 則

この規則は、平成17年6月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月8日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条第2項及び第4条の改正規定は、令和5年3月28日から施行する。